

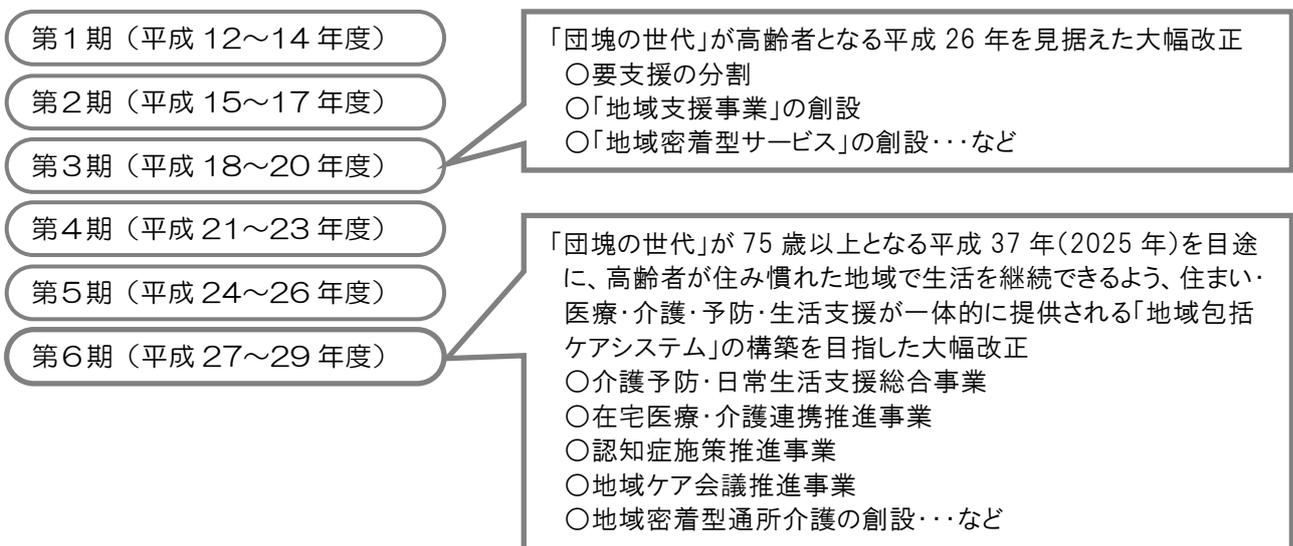
第 7 期 新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務

計画策定に当たって

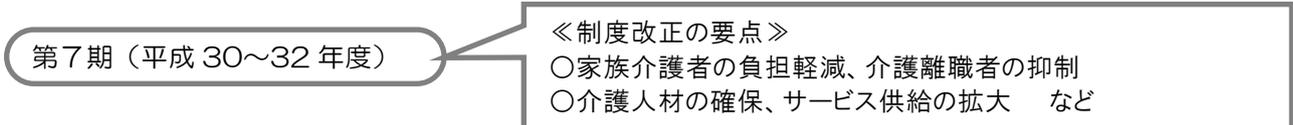
1 高齢者福祉施策・介護保険制度の動き

社会全体で介護が必要な高齢者を支えるためスタートした介護保険制度は、平成 12 年の運用開始からおよそ 17 年が経過しました。その間、国は高齢者人口や要介護等認定者の推移、介護保険サービスの利用状況、高齢者の生活に関する動向等を踏まえ、高齢者福祉施策や介護保険制度の見直しを繰り返してきました。

平成 27 年度から 29 年度を計画期間とする現行の第 6 期介護保険事業計画では、「地域包括ケアの推進」を中心に大幅な制度改正が行われ、その体制整備に向けた移行期間として位置付けられました。平成 30 年度からスタートする第 7 期計画（本市では「第 7 期新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」）では、現制度に沿って進められた地域包括ケア体制を確立させ、実行し具体化させていくために重要な時期であると言えます。



第 6 期計画では、地域包括ケアシステムの構築に向けた「高齢者支援の体制づくり」が進められています。第 7 期では、高齢者だけではなく、家族や事業者・従事者へも配慮した制度改正が行われ、「支援活動の具体化・活動の推進」に向けた取組が本格化するとみられます。



●第 7 期においては、第 6 期において掲げた理念を継承しながら、地域福祉について市民の理解を深め、自主的な健康づくりや地域の見守り等を促進する「地域づくり、人づくり」を踏まえ、全ての高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていけるよう、福祉サービスのみならず、地域活動や生きがいづくり等も含めた、総合的な保健福祉の向上を図ることに軸足を置いた策定を目指します。

2 介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

国においては、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが適切に提供されるよう、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（一部を除き、平成30年4月1日施行）」が示されました。改正のポイントは以下のとおりです。

◆改正のポイント◆

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

・全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、計画の策定に当たり、介護予防・重度化防止、介護給付費適正化等の取組内容及び目標を記載することをはじめ、地域包括支援センターの機能強化、認知症に関する施策の総合的な推進などが制度化されました。

(2) 医療・介護の連携の推進等

・今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル（看取りに向けての医療や看護）」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設（介護医療院）の創設等が示されています。

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

・地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える、多様で複合的な地域の生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記しています（「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定）。
・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が地域福祉計画と連携した包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しています。

2 介護保険制度の持続可能性の確保

・世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現行2割負担者のうち、特に所得の高い層（年金収入等340万円以上）の負担割合を見直すこと（3割）などが示されています。（平成30年8月～）

3 地域包括ケアシステム構築への加速

高齢化が進行する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するため、地域の課題を分析し、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送れるよう、取組を進めることが求められています。

本市では、第6期計画において「地域包括支援センターの機能強化」「地域ケア会議の充実」「地域での相談・見守り体制の充実」「自助・共助・公助の強化」による地域包括ケアシステムの構築を目指してきました。

第7期においても、本市が必要とする地域包括ケアシステムを描いた上で、進捗を把握する必要があります。

◆地域包括ケアシステム構築「例示」◆

1 医療・介護の連携強化
<ul style="list-style-type: none">・ 協議会等の設置・ 在宅医療・介護連携支援センターの設置・ 関係者による情報共有の推進や合同研修・ 在宅医療に関する市民への啓発
2 介護サービスの充実強化
<ul style="list-style-type: none">・ 中核的サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）の整備・ 事業所の参入に対する支援策・ 介護人材の育成・確保に関する取組
3 介護予防の推進
<ul style="list-style-type: none">・ 一般高齢者を含めて利用できる介護予防の場・サービスの整備・ 健康づくりや介護予防に係るポイント制度
4 多様な担い手による生活支援サービスの提供
<ul style="list-style-type: none">・ 生活支援コーディネーターの配置・ 多様なサービス主体間の情報共有・連携強化のための協議体の設置・ 生活支援を担うNPO・ボランティア組織設立支援
5 高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの住まいの整備
<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者向け住宅の整備に関する自治体としての方針・ 安心な住まいに関する地域住民への啓発

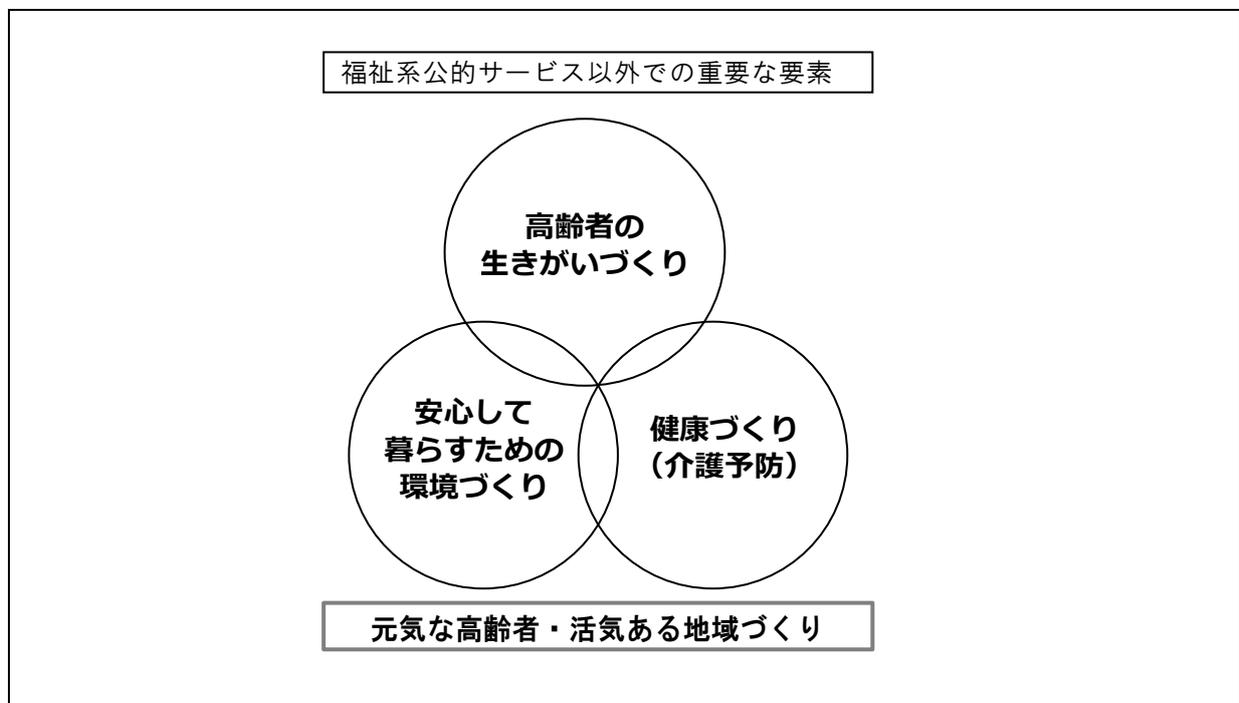
6 認知症総合支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症初期集中支援チームの設置 ・ 認知症地域支援推進員の配置 ・ 認知症カフェの開設 ・ 認知症サポーター養成講座の実施
7 地域包括支援センター
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ケア会議の開催や地域課題の把握 ・ 地域のインフォーマルなサービスも含め介護保険・保険外のサービスの把握と情報提供

4 安心して暮らし続けられる地域社会を実現するために

現行計画では、『共に支え合い 笑顔があふれるあたたかい福祉のまち・にしみ』を計画の基本理念として掲げ、本市の地域包括ケアシステムを構築することとしています。

高齢者が元気に暮らす環境づくりを進めるためには、介護サービスをはじめとする福祉系の公的サービスの充実はもとより、まさに「福祉のまち・にしみ」を実現するための「生きがいづくり」「健康づくり」「安心して暮らすための環境づくり」が非常に重要です。

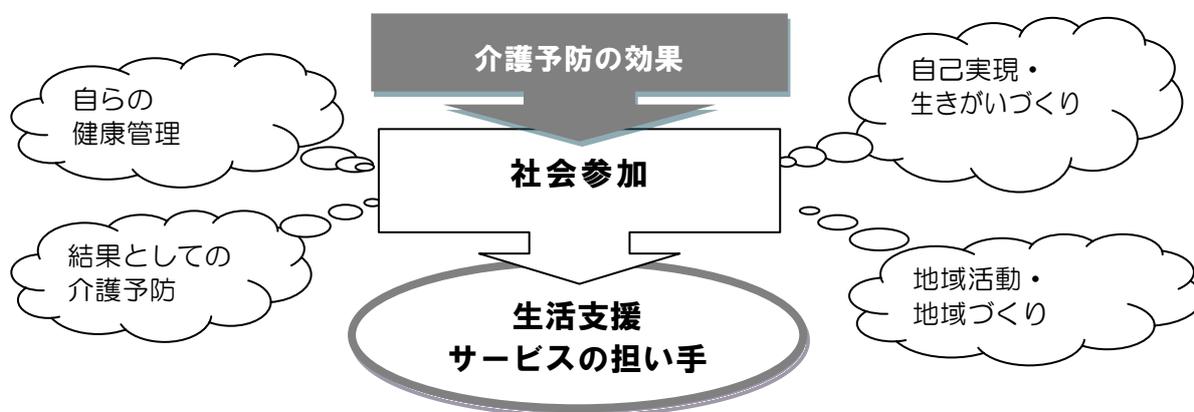
本計画の策定に当たっては、現行計画達成状況の整理等を通じて、各事業の課題等を浮き彫りにし、新たな展開を含め施策内容の充実を目指します。



5 地域福祉の視点からみた高齢者福祉計画の役割の強化

今後ますます一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加していくことが予測される中、高齢者がいつまでも社会・地域とつながりを持ちながら、共に支え合い、いきいきと暮らしていけることが必要です。

また、高齢者を生活支援サービスの担い手として捉えることにより、支援を必要とする高齢者の多様なニーズに応えるとともに、担い手にとっても地域の中で新たな社会的役割を有することにより、介護予防にもつながるという相乗効果をもたらすものと考えられます。



- 高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続するためには、自助・互助・共助を中心とした 地域福祉の視点が必要です。
- そのため、高齢者保健福祉計画の内容を充実・強化していくことが求められます。今後、地域福祉の観点から、地域住民が中心となった活動の促進が重要なポイントとなります。

6 計画の概要

1 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画は、65歳以上の全ての高齢者を対象とした生きがいつくりや日常生活の支援など、高齢者に係る保健・福祉事業全般を対象とする計画です。

一方、介護保険事業計画は、要介護等認定者が可能な限り、住み慣れた家庭や地域において、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを適切に選択し、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめる計画です。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、相互が連携することにより、総合的な高齢者に対する保健・福祉事業の展開が期待されます。

本市では、両計画を一体的な計画として策定し、取りまとめます。

2 計画の期間

第7期 新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。平成32年度に、それまでの取組の評価・見直しを行い、平成33年度からの次期計画につなげます。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
第5期			第6期			第7期(本計画)			第8期(次期計画)		
								見直し			

3 計画の策定方法

(1) 日常生活圏域ニーズ調査の実施

市内の高齢者及び要介護等認定者を対象に、現在の生活の状況や健康の実態及び今後のニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査）を実施しました。アンケートの内容については、「国のモデル調査票」に基づいて設計しています。

調査名称	新見市 高齢者の暮らしと意識に関する調査 (平成 28 年度 新見市 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	在宅介護実態調査
調査対象	市内に住所のある 65 歳以上の市民	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をし、対象期間中に認定調査を受けた人
調査方法	郵送配布・回収	認定調査員による面接聴取法
調査期間	平成 29 年 3 月	平成 28 年 12 月～6 月
配布数	1,200 人	—
回収状況	927 人 (77.3%)	189 人

(2) 策定委員会における審議及び市民意見の反映

計画の策定に当たっては、上記のアンケート調査等を通して実態や意見等を把握するとともに、新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会において本計画の内容についての協議・評価・検討を行います。

また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募り、十分な検討を行います。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

老人福祉法（抜粋）

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
- 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第一百七十条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第一号 訪問事業及び第一号 通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
- 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第一百七十条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 市町村は、市町村老人福祉計画（第二項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

介護保険法（抜粋）

（市町村介護保険事業計画）

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策

三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

五 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項 に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第七十条 に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。